

レジャー憲章

World Leisure Organization Charter for Leisure 2020

日本語訳: 日本レジャー・レクリエーション学会 (JSLRS 2021)

Japanese Translation by Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

- 第1条： 大人であろうと子どもであろうと、誰もが休息とレジャー活動の追求のために十分な時間を得る権利がある。
- 第2条： 報酬を得る仕事に従事する人々のために、第1条は労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇、および公休日に対する報酬を得る権利の承認を要求している。これらの権利を保証するには、通常、国/地方の法令整備が必要である。
- 第3条： 第1条は、家事介護者などの無給労働に従事する人々にも適用される。
- 第4条： すべての人々には地域社会の文化的生活に自由に参加する権利がある。
- 国連の経済的、社会的及び文化的権利委員会によると、文化には「音楽と歌、儀式、スポーツとゲーム、自然と人工的環境」、および「個人と個人の集団、地域社会が自身の人間性や存在意義を表現することを通じて形成される芸術、習慣、伝統」を含むと見なされる。これらの活動は以下の提供を必要とする。図書館、美術館、劇場、映画館、競技場；民間伝承を含む文学やあらゆる形態の芸術；公園、広場、大通り、通りなど文化的交流に不可欠な公共空間；海、湖、川、山、森、自然保護区などの自然の恵み；そこに見られる動植物
 - 国連 経済的、社会的および 文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) の第16条および第17条に基づいて締約国が提出する条約固有の文書に関するガイドライン
(文書 E/C.12/2008/2 ニューヨーク：国連、4-5 ページ)。
 - 社会的および文化的活動への参加には、積極的参加者、学習者、観客または聴衆、または無給ボランティアとしての関与が含まれる。
- 第5条： レジャーはまた、世界人権宣言および関連する規約に定められたその他の権利および関連する便益を行使できる媒体でもある。その他の権利および便益には、次のようなものが含まれる。遊びを通じた子どもの身体的・精神的・情緒的・社会的発達；家族生活の支援；個人の表現と発達；地域社会における文化的生活の維持；スポーツ、身体活動、文化的関与を通じた心身の健康と福祉の促進。逆に、有益なレジャー活動時間を否定することは、個人や社会の幸福に深刻な結果をもたらす可能性がある。
- 第6条： したがって、これらの権利は、営利団体、教育機関、専門機関、非政府組織を含む社会のすべての機関において遵守され、支持されるべきである。国、地方/州および地域レベルの政府は、国連条約の下での公約、および場合によっては国の憲法および法令の規定を反映させる責任を負っている。

第7条： すべてのレベルの行政機関は、レジャーのための施設とサービスの提供者として多くの課題と競合する資源の需要に直面していることを認識しているが、各行政機関はそれぞれ以下の責務を負っている。

- 居住地でのレクリエーションのためにオープンスペースを確保し、利用可能とする。
- 自然遺産と文化遺産の保存と一般の人々の活用を促進する。
- 子どもの遊びに適した空間と施設の提供を確保する。
- スポーツや運動のための施設など、健康を増進するアメニティの提供を支援する。
- 文化団体とその活動を支援する。
- 年齢、性別、性的指向、民族、宗教、能力、収入に関係なく、地域社会のすべての構成員が有益なレジャー施設やサービスを利用することを確実にする。
- レジャー/スポーツ/文化サービス産業のための技術的および専門的な労働力の適切な訓練を支援する。
- レジャー活動の便益と費用、およびレジャー施設とサービスの提供に関する研究を支援する。
- マスコミやデジタルメディアの規則および国/地方の法令や規則にレジャー関連の権利の承認を含める。
- 国、地方、都市の政策と計画において、レジャー関連の供給が個人的、社会的、文化的、経済的発展に貢献できることを認識する。
- 世界人権宣言第25条に規定されている食糧、衣類、住居、医療、必要な社会サービスと安全保障の権利を含む地域社会での文化的生活への参加を促進するあらゆる人権を支援する。